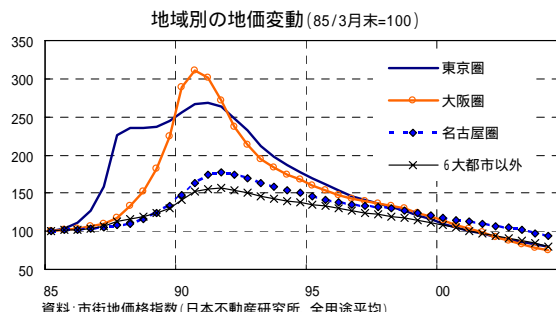


1. 参考文献

- ・「最近の金融問題について」、出張講義、2004年（<http://www.shok.kindai.ac.jp/abiko/index005001.pdf>）
- ・「金融機関の不良債権問題に関する一考察」、安孫子勇一、郵政研究所月報 1997年10月号

2. 不良債権問題とは？

- ・貸出には返済不能のリスクがつきもの
返済困難となる貸出案件が**確率的に発生する**
- ・日本では戦後、**土地担保付き融資**により保全する慣行
バブル崩壊前までは地価上昇により十分に機能した
(経営が破綻しても貸出を大部分回収できた)
- ・「土地神話」が強まる中、**バブル期に無理な貸出競争**
銀行はバブル期に**審査部門(ブレーキ役)の機能を縮小**、
土地の担保さえあれば収益性を軽視して貸出を実施
背後には、同規模他行との激しい競争意識もあった(例：担保掛目を引き上げた銀行も)
とくに、不動産、建設、ノンバンクや流通業に貸し込みを行った
- ・バブル崩壊後、**地価が下落に転じると、無理な貸出の回収が極度に困難化**(銀行間で大きな格差)
下落の激しい土地(とくに東京圏、大阪圏などの商業地)を担保にした場合、後順位の抵当権
がついている場合、担保掛目が大きい場合、などには大きな打撃を受ける
- ・とくに銀行の**利鞘が小さい場合**には不良債権の処理が困難化 「債務超過」に陥る恐れ
銀行は信用リスクに対する定期的なチェックが不足し(自己査定が制度化されたのは1998年頃から)
信用リスクに見合った金利を設定できない + 巨大な公的金融の存在 + 激しい量的競争意識



資料：市街地価格指数(日本不動産研究所、全用途平均)

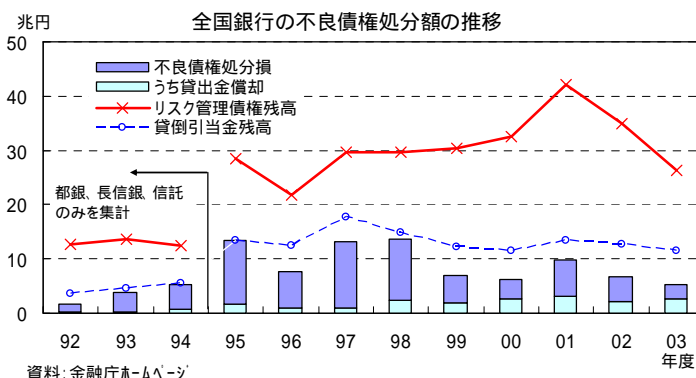
3. 不良債権処理の遅れと金融不安

- ・バブル崩壊当初は**微温湯的な不良債権処理**に留まる(銀行の経営体力の範囲内での処理)
不良債権を定期的・体系的に把握する制度なし + 不良債権の開示が未整備
地価回復への期待もあって、不良債権処理を先送りする銀行も
- ・バブル崩壊後、多額の不良債権を抱えて自力では預金を返せなくなった中小金融機関が次々**破綻**
住専や都市部の信用組合から綻び始め、第二地方銀行などにも破綻が広がる 高まる不安
住専問題のトラウマで公的資金注入の整備が遅れる(本来は銀行ではなく預金者を保護)
- ・ついに一部の大手銀行も破綻：拓銀(97/11月)、長銀(98/10月)、日債銀(98/12月)が破綻
- ・**不良債権処理制度の大幅な改正**：財務諸表の**透明性の向上**、専門官庁の設立、税効果会計の導入
自己査定制度の導入により定期的・網羅的に資産を見直す体制整備 + 専門家がチェック
金融専門の官庁を設立し、金融検査マニュアルなどを制定(ホームページで公開：借り手も読むべき)

4. 不良債権の処理方法と実施状況

- ・**直接償却**：資産として計上することを取りやめ
貸出金償却という損失を計上する
- ・**間接償却**：個別貸倒引当金を計上する
貸倒引当金繰入という損失を計上
- ・**オフバランス化**：証券化したり売却したり
売却損などを計上する
- ・借り手の**経営再建**：優良債権に引き上げる

- ・銀行は過去10年余で**多額の不良債権を処理**
1992年度～2003年度の「不良債権処分損」
(全国銀行ベース)は93.6兆円。この間の「直接償却等累計額」は42.5兆円に達する
- ・2002年度以降は不良債権額が減少傾向：もっとも今後の課題は銀行の信用リスク管理の高度化
信用リスク管理の高度化のためには、**データを蓄積し、統計学的に分析**することが不可欠
自らが抱える**リスクを正しく認識し、適切な対応策をとる必要**(己を知ることが大切)



資料：金融庁ホームページ

以上